

## 5 【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認と実態把握  
いじめと疑われる行為を発見した際には、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、組織的に対応する。また、いじめに係る情報は適切に記録する。
- 情報共有と組織的な対応  
教職員は一人で抱え込まず、全教職員が情報を共有し、組織として対応する。
- いじめを受けた児童への支援、保護者への説明・支援  
当該児童から事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守り通す。いじめが止んでいる状態が継続している場合でも、相当の期間は、いじめ関係者の状況を注視する。また、いじめを受けた児童や保護者に対し、苦痛を感じていないか確認する。
- いじめを行った児童への指導・支援、保護者への説明・支援  
当該児童から事実関係を確認の上、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- 関係機関との連携  
必要に応じて、関係機関・専門機関との連携を図る。
- 重大事態への対処
  - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
  - ・ 教育委員会の指導・助言の下、学校の下に調査組織を設置する。
  - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
  - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

## 6 【家庭や地域に協力を求めること】

### 家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にすると心と態度の育成
- 子どものSOSのサインに気づける関係づくりとコミュニケーション
- 情報通信機器等の安全で正しい利用法の指導

### 地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめや非行を見掛けたときの、注意と家庭・学校への連絡
- 時と場に応じた言動の指導

## 7 【いじめ防止対策年間計画】

内容	月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
なかよしアンケート等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○					○			○
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者アンケート									○			
学校評価				○					○	○		